本件各抗告を棄却する。 由

本件抗告の理由は、末尾添付の抗告申立の趣旨及び理由に記載のとおりであり、 これに対し、当裁判所は、次のとおり判断する。

第一、 原裁判所の調査が不十分であるという主張(抗告理由二および三)につ いて。

按ずるに、刑事訴訟法二六二条所定の公務員犯罪につき、検察官の公訴を提起し ない処分を不当として、事件を裁判所の審判に付することの請求があつた場合、こ れを審判する地方裁判所は、検察官の不起訴処分の当否をその処分の時点において 判断するものではなく、右公務員犯罪については従前より不起訴率が高いとして批 判があるという事情をも考慮し、必要と思料する調査(事実の取り調べ)を行な い、検察官から送付を受けた証拠およびみずから集収した証拠の総合判断のもと に、当該事件を審判に付すべきか否か、換言すれば、審判に付した場合、有罪判決 を得られる十分の見込みがあるか否か、右見込みがあるとして当該犯罪の主観的客 観的情状に照らして審判に付するのが相当であるか否かを裁判所独自の見地より判 断すべきものである。これを本件についてみると、原裁判所は、被疑者たる警察官 および鉄道公安職員、被害者たる学生のうち氏名の判明した者を網羅的に取り調 べ、さらに本件と関係ある警察官、鉄道公安職員、博多駅職員、学生および一般の 目撃者等についても煩雑な手数と永い日時を費してでき得る限りの取り調べを行つ ていることが窺われる。もつとも、警察部隊の最高幹部である被疑者Aは被疑者と しての取り調べには応じられないとして原裁判所による取り調べを拒否したため、 これを取り調べることができず、同A1は脳内血管障害のためこれを質問することに代え、原裁判所の定めた質問事項に対し簡単な回答を得たにとどまつているが、 被疑者Aは被疑者として供述拒否権を有するものであり、被疑者A1は病気で裁判 所の質問に堪え得なかつたのであるから、いずれもやむを得ないところである。な 当裁判所は、右被疑者A1に対しては質問を施行したが、同Aは依然として被 疑者に認められた権利を行使し全面的に供述を拒否したため、ついにこれを取り調べることができなかつた。また、当庁昭和四四年(う)第三二四号被告人Bに対する公務執行妨害事件の公判記録控訴審分をも検討したのである。しかして所論指摘 の職質部隊員の氏名の特定についても、博多警察署当局の十分な協力を得られず 全員について氏名の特定ができなかつたことは遺憾なことではあるが、原裁判所は 同警察署から職質部隊員名簿の提出を得られないまま、昭和四三年一月分の給与調 書、翌四四年一二月一日現在の博多警察署員名簿に基づいて、本件当日職質部隊員 として博多駅に出動したか否かの調査を丹念に行ない、苦心惨怛してその特定に努 めているのであつて、現在の裁判所の人的物的設備を考慮すれば、これ以上の調査 は望み得べくもないものといわねばならない。

以上を要するに、原裁判所としては限られたる時間と設備を最大限に活用して尽 すべき調査は十分に尽した跡が窺われ、当時においてはこれ以上の調査は到底望み 得ないものというべく、原裁判所の調査が不十分であるとしてこれを非難する論旨は採用することができない。

特別公務員暴行陵虐の点について事実誤認の違法があるという主張(抗

告理由四ならびに一、七の各一部)について。 所論は、被疑者A(県警本部長)、同A1(警備部長)、同A2(第一大隊 長)、同A3(同大隊第一中隊長)、同A4(同中隊第一小隊長)、同A5(同中 隊第二小隊長)、同A6(同中隊第三小隊長)について、隊員の共犯として特別公 務員暴行陵虐罪の責任を負わせ得べきにもかかわらず、これを認めるに足る証拠が ないとした原決定には事実誤認の違法がある、というのである。

按ずるに、記録によつて認められる本件事案の経過および概要は原決定第四記載 のとおりである。しかして、 (一) まず警察部隊の実施した排除行為そのものが適法であつたか否かについ

(1) 昭和四三年一月一六日午前六時四五分博多駅に到着したC号から下車し た学生約三〇〇名はほとんどの者がヘルメツトをかぶり、タオル、マスクで顔を覆 つたいわゆるデモスタイルでホーム上におり立ち、指導者が演説したのち、隊列を 組んで歌をうたいながら南旅客通路(中二階になつている、以下通路という。)に おり、同通路を南集札口の方に進行してきた。南集札口の外両脇には警察部隊第-大隊第一中隊一二七名が待機していたが、同中隊長被疑者A3は学生の姿が通路上

(2) 学生らは通路上ほぼ一杯に広がつて「機動隊帰れ、C3寄港反対」等のシュプレヒコールあるいは指導者によるアジ演説を繰り返し、博多駅長、同駅公安室長の再三にわたる通路からの退去要求に耳を藉さず、その上博多駅職員が掲げ示した退去要求文を記載したプラカードを奪い取つて踏み破るという粗暴な行為に出たのであるから、右学生らが駅側の要求に応ぜず、鉄道公安部隊の規制の始まる午前七時三〇分頃まで約四〇分にわたり通路上に滞留した行為は不退去罪を構成するものといわねばならない。

もつとも、学生らが通路上に滞留したのは第一中隊が一時南集札口を塞いだ後そ の前面を開いたが警備の隊形を解くにいたらなかつたこと、前日のC4事件で、C 号に乗車すべく法政大から国電飯田橋駅に向けデモ行進中の学生約二〇〇名が無届 けデモとして機動隊の規制を受けてこれと衝突し、兇器準備集合、公務執行妨害の 罪名のもとに過半数のものが逮捕され、また逮捕を免れたものの中には国電市ケ谷 駅付近で警察官から所持品検査をされたものもあつたことから、かねて警察に不信 の念を抱懐する本件学生らが南集礼口を出ていくにおいては何等かの名目をつけて 逮捕等不当な取り扱いをされるのではないかと危惧の念を抱いたため南集礼口の外 に出ることを躊躇したものと認められるが、第一中隊が集札口前面における警備の 隊形を解くにいたらなくとも通路は十分開かれており、C4事件における大量逮捕 を違法なものと断ずる根拠はなく、かつ、学生の一部の者が市ケ谷駅付近において 所持品検査を受けたことについてもその実態が明らかでなく、また、警察部隊としても学生が通常の旅客のように穏かに集札口を出ていくにおいてはこれを逮捕する 等の暴挙に出ることは通常考えられないところであり、現に本件学生らと同じ列車で博多駅に到着し一般旅客とともに先に集札口を出た学生は警察部隊との間に何等 の紛争も生じていないのである。してみれば、前叙の如き事情が存在するからとい つて、その心情は掬すべきものなしとはしないが、駅側の再三にわたる退去要求に 応せず敢て通路上に滞留した学生らの行為が正当の事由とか已むを得ない事情に基 くものとして不退去罪の成立を否定する根拠とすることはできない。

(3) また、前記学生らの行為は鉄道地内において演説等をなしたものとして鉄道地内において演説等をなしたものとした鉄道地内において演説できる。これを鉄道地内において演説できる。とれる鉄道係員は同法のできる関係にもあると、博多駅は一般が表していり一般が表したの。これが、一般が表していり、は学生をのできる。これが、一般が表したの。これが、一般が表して、一般が表したの。これが、一般が表したの。これが、一般が表したの。これが、一般が表したの。これが、一般が表したの。これが、一般が表したの。これが、一般が表したが、一般が表した。一般は表した。

より客観的に観察すれば、鉄道公安職員が学生の渦巻きデモの中に巻きこまれて危 険な状態に陥つたものと看取されたのは当時の状況に照らして否み得ないところで ある。

しかして、鉄道公安部隊長から排除の依頼を受けた第一大隊長被疑者A2は第一中隊長被疑者A3に出動を命じ、前記のように南集札口の両脇に位置していた第一中隊は中隊長の号令により南集札口から駅舎内に入つて階段をかけあがり、第三小隊は通路の奥から、第一小隊は、同右から第二小隊は通路右から階段にかけて学生集団を三方から包みこむようにして学生を通路左側の壁の方に圧縮規制したうえ、主として第二小隊が学生を引き抜いて階段下まで移送排除したものである(もつとも、学生数十名は圧縮の段階で警察部隊の間隙からホーム上に出て北集札口より退場し、また、学生の中には警察部隊員の排除をまたず自発的に階段をおりるものもいた)。

(4) そこで、右第一中隊の排除行為(圧縮行為を含む。)の適否を検討するに、前記のように学生らは駅側の退去要求を無視して違法に永く通路上に滞留を継続しており、一方、博多駅は午前七時三〇分からラツシユ時間帯に入るという関係から、これをそのまま放置すればやがて一般旅客との雑踏混乱状態を現出し、博多駅の正常な業務を阻害するおそれがあるにとどまらず、更には混雑による不測の人身事故を生ずる危険もあり、加うるに鉄道公安職員が学生の渦巻きデモに巻きれるという危険状態も現われていたのであるから、かかる事態は、警察官職務執行法五条にいう「その行為により人の生命若しくは身体に危険が及ぶ虞があつて表表にいう「その行為により人の生命若しくは身体に危険が及ぶ虞があつて急を要する場合」に該当し、警察官は同法条により将来に向つて継続する滞留を制止する行為として学生を排除することができるものというべきである。

要する場合」に該当し、警察官は同法条により将来に向つて継続する場合」に該当し、警察官は同法条により将来に向つである。 一、警察官職務執行法五条は犯罪が行われているのである。 一、管察官職務執行法五条は犯罪が行われているのであるが、本件においては現に不退去罪という犯罪が行われていきるのかられる。 一、管察法二条であるが、本件においては現に不退去罪という犯罪が行われていきるのからない。 一、管察法二条であるが、犯罪の領圧に可予防と並んで警察の重にのかられる。 一、管察法二条であり、犯罪の領圧に可予的と並んで警察の重にのかられるとされば、犯罪の場所については前記警察の重にの力である。 一、管察法二条であり、犯罪の領圧に刑事訴訟法二条の規定を欠いているのである。 一、関行犯の場合には刑事訴訟は、退補は犯罪のの規定にあるが、ことができるのである。 一、は人身の自由に対する重大な侵害で察官は、犯人を逮捕の規定であるが、ことができることができることが許されるものといわねばならない。

したがつて、警察部隊が通路上に不法に滞留した学生に対し排除行為に出でたのはまことに適法な措置というほかはない。 (二) 次に、排除の際に警察官による暴行があつたか否かについて考察する

(二) 次に、排除の際に警察官による暴行があつたか否かについて考察する に、

(1) 排除行為(圧縮行為を含む。)そのものは適法であつたとしても、排除の際に行使する有形力は、当時の具体的情況に応じて必要とどいるものといるがというであっては、当時の具体的に過度の有形力を行使し、数値してあるがは、一般ではない。本件においては、駅のうであるが追り、鉄が望ま、身体が出ていたのであるが、大変ではない。本件においたのであるにより、大変ではないではなから、大変ではながであるが、中生らの通した状態ではなかである。下使においたのであるには、大変では、大変である。では、大変である。であるでは、大変である。であるが、大変である。であるが、大変である。というであるが、大変である。というであるが、大変である。というである。というであるものというである。というであるものというである。

(2) 原決定引用の証拠ことに原裁判所の被害者学生らに対する証人尋問調書等によると、D1ほか一六名が圧縮あるいは集団から引き出される際、警察官より足や膝で蹴られ、手で殴られ、髪の毛をつかんで引つぱられ、あるいは投げとばされるなどし、さらにD2ほか一三名(うち三名は前者と重複する。)が通路から階

段下に排除される際、警察官より足で蹴られ、突きとばされ、あるいは髪の毛をつかまれたりなどしていることは原決定(原決定第五の二の(五))のとおりこれを 肯認し得るのである。

しかして右のような行為は、当時における諸般の状況を考慮にいれても相当な限度を超えた有形力の行使として暴行に該るものというべく、その実行行為者については特別公務員暴行陵虐罪の成立を否定し得ない。しかし、右学生らに対して暴行を加えた警察官が具体的に何人であつたかについては、被害者自身全く記憶がなく、証拠上もこれを特定することは不可能である。

(三) そこで所論指摘の被疑者Aほか六名につき実行行為者の共犯としての責任があるか否かについて考察するに、

(1) 本件においては先に論述したとおり排除行為そのものは適法であり、右暴行は排除の際における一部の行き過ぎであつて、右被疑者ら七名が事前に警察部隊員らと学生らに暴行を加うべきことを共謀したことをうかがわせる証拠はない。問題は、いわゆる現場共謀もしくは随伴的幇助が成立するかどうかである。

上命下服の組織体である警察部隊が実力行使をする場合、部下の警察官が暴行等の違法行為を行なつているときは、指揮者はこれを制止すべき法律上の義務を有し、暴行を目撃しながら敢てこれを制止しないで容認しておくときは、場合によつては犯行を容易ならしめるものとして幇助罪が成立し、さらに指揮者みずからも部下の行為を利用して暴行を加える意思でこれを放任し、部下の警察官も指揮者が放任している意図を知りながら暴行を加えるときは、共謀による共同正犯が成立するものと解される。

次に、被疑者A3は第一中隊長として、同A4は第一小隊長として、同A6は第三小隊長としてそれぞれ指揮下の中隊もしくは小隊を指揮して学生らの規制に当ったものであるが、被疑者A3は通路の奥に位置していた第三小隊の後方から中隊を指揮していたが、同被疑者は圧縮の際警察部隊の間隙からホーム上にかけ上つた生数十名が投石の挙に出はしないかと懸念して背後の方に気を奪われていたということであり(被疑者A3質問調書)、被疑者A6は右第三小隊の後方に、同A4は通路右側に位置した第一小隊の後方にあつて圧縮の指揮を取つていたことが認識するが、圧縮の際は警察官と学生の身体は密着して混雑し、そこで行われる暴行を現認することが困難であり、しかもそれは極めて瞬間的突発的なものである点を考慮すれば、右被疑者三名が部下警察官の暴行を現認したものとはたやすく断じ難く、現認したことを認めるに足る証拠はない。

最後に、被疑者A2は第一大隊長として第一中隊に出動を命じたもの、同A5は 第二小隊長として同小隊の排除行為を指揮したものであつて、第二小隊員によ野 通路上の学生を階段下に排除する際には両被疑者とも階段上にあつて排除を監督指 揮していたことが認められるから、右両名が階段上における警察官の暴行の一部を 現認していることは窺われるが、階段上においても警察官により排除される学生や 自発的に集団となつてかけおりる学生等によつて相当ひどい混雑状態を呈し、し も右排除は迅速に行われその過程で発生する警察官の暴行も瞬間的突発的なもので あつたと認められるから、かかる状況の下において部下の暴行を一瞥したことを捉 あて直ちにこれを幇助したとか犯意を相通じて相共に行つたものとは認められない し、他にこれを肯認すべき資料は存しない。

(3) そうすると、被疑者Aほか六名が現に暴行を加えた警察官の共謀共同正犯または幇助犯たることを認めるに足る証拠はなく、したがつてその刑責を問うこ

とはできない。原決定が右と同じ観点から右被疑者らにつき特別公務員暴行陵虐罪 の成立を否定したのは相当である。

第三、 職権濫用の点について事実誤認の違法があるという主張(抗告理由五ならびに一、七の各一部)について。

所論は、被疑者A10(職質部隊長)、同A11(同副官)、同A12(同小隊長)、同A13(A12小隊分隊長)、同A14(同分隊長)、同A15(同分隊長)については違法な所持品検査を行なつた職質部隊員との現場共謀による職権濫用罪の責任を負わせ得べきにもかかわらず、これを認めるに足る証拠がないとした原決定には事実誤認の違法がある、というのである。

按ずるに、福岡県警察本部は、本件学生らの博多駅到着に備え、一般部隊二個大隊約八〇〇名を博多駅内外に配置して警備に当らせるとともに、部隊長被疑者A1〇以下七二名二個小隊の博多署員から成る職務質問部隊(以下職質部隊という。)を編成し、博多駅で下車した学生らに対し職務質問を施行し、学生らが危険物等を所持していないかどうかを確かめさせることとし、A12小隊を南集札口付近、C5小隊を北集札口付近に各配置してその任務に当らせた。本件で問題となつているのは、前記排除後南集札口から出てきた学生らに対しA12小隊員の行つた職務質問の際の所持に対して開発管理をおよりである。

- (一) まず本件において職務質問をなし得べき要件が備わつていたか否かについて考察するに、警察官の行なういわゆる職務質問は警察官職務執行法(以下警職法という。) 二条一項に定める要件のもとにおいてのみこれを施行すべきもので、右要件を欠く場合にみだりにこれを行うことが許されないことはいうまでもない。
- しかして記録によると、 (1) 福岡県警察本部は、警察庁からの連絡によりC6闘争では学生が硫酸、 硝酸、アンモニや等の危険物を使用するおそれがあるとの情報を得ていたところ、 更に個人タクシー運転手E2から本件(一月一六日)の二、三日前博多駅付近から C7まで乗車させた学生風の客二人が警察官と衝突したら水筒の中にガソリンを入 れてぶつかけ火をつけて逃げろという話をしていた旨の届け出があつた(原裁判所 の証人E2に対する尋問調書)ため、C6闘争における危険物使用の可能性は現実 味を増し、右闘争を行なうため西下してくる学生らが危険物を所持しているおそれ が大きいと判断し、職質部隊を編成して危険物の発見につとめることとしたことが 明らかである。
- (2) 本件学生らはいわゆるC8のC9派に属し、C7を拠点校としてC3の佐世保寄港の阻止闘争を現地において行なうためC号で西下するものであつて、C8ないしC9派においては「佐世保を第三の羽田に」をスローガンとし、佐世保米軍基地内に突入して寄港反対の集会を開くことを目標としていたことが認められ、さらに前記の如きC4事件における機動隊との衝突、本件列車内における異常な行動ならびに当時における学生運動の過激化等を考慮すると、C6闘争は当然に激越なものとなることが予想され、警察部隊との衝突それに伴なう犯罪発生の危険性は極めて濃厚な情勢にあつたものと認められる。
- (3) そうすると、本件は警職法二条一項にいう犯罪を犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある場合に該当するものとして職務質問の対象となし得べきものであり、危険物の使用による被害の拡大を防止するため、職務質問を施行しようとしたことは適法であるといわねばならない。もつとも、結果的にみれば本件学生らは危険物を所持していなかつたことが判明したのであるから、その意味では職務質問は必要ではなかつたともいえなくはないが、前記の如き事情のもとにおいては警察当局が危険物に関する情報を無視することを得なかつたのは当然であり、右結果のみをもつて職務質問を施行しようとしたことを非難することはできない。原決定が職務質問をしょうとしたこと自体は違法でないとしたのは相当である。
- (二) 次に職務質問の際、相手方に所持品の呈示を求めその承諾のもとに所持品の呈示を受けて検査することが許されるか否かについて考察するに、
- (1) 警察法二条は警察の責務として個人の生命、身体および財産の保護、犯罪の予防等を掲げ、右責務を遂行するための警察官の職務権限(手段)を定めた一般法が警職法であるところ、警察官の職務上の行為は強制手段によるものと任意手段によるものとを問わずすべて警職法その他の法令の明文の規定を必要とする説と、強制手段によるものについては勿論明文の規定を必要とするも、任意手段によるもの、すなわち相手方の同意のもとに行う事実行為については法令の根拠を必要としないで警察法二条によりなし得るとする説とが対立して定説をみない有様であり、職務質問の際の承諾による所持品検査もその例外ではない。

一もつとも、昭和三三年に警職法の改正が企図された際、所持品検査に関する規定(改正案二条三項)を挿入しようとしたが、右改正案は成立するに至らなかつたと、国会審議に率ける政府委員の説明によれば右所持品検査が相手方の承諾をした。そして、ことを形式的によれば、右改正案が成立せず所持品検査に関する規定を欠く現行警職法のもとには、たとえ相手方の承諾があつても所持品検査は許されないとする反対解としては、たとえ相手方の承諾があつても所持品検査は許されないとする反対解としては、たとえ相手方の承諾があつても所持品検査は許されないとする原の設明はもとののではないようにみえるけれども、右審議の際の政府委員の説明はもいり現行法の解釈を左右するものではないし、当時においても実定法の解釈上争いのある警察官の職務権限(所持品検査)を明確にすることに改正案の意義があるとする論議もあつたのであるから、右改正案審議の際の事情は所持品検査に関する当裁判所の前記見解と相容れないものではない。

- (3) 原決定は右の点につき、相手方の同意を前提とする任意手段であるからといつて、直ちに所持品検査が許されると解することには疑問があるとしているので、当裁判所と見解を異にしているわけであるが、原決定によるも、警察官は学生らの承諾を得たうえで所持品検査をすることは許されると信じていたので、「所持品検査をしょうとすること自体が客観的に公務員職権濫用罪を構成するとしている際官が学生らの承諾を得たうえで所持品検査をしょうとしたのであれば、職用罪の犯意がないことになり結局公務員職権濫用罪は成立しない」としているのに、右見解の相違にもかかわらず、相手方の承諾を得て行なう所持品検査の場合で、右見解の相違にもかかわらず、相手方の承諾を得て行なう所持品検査の場合には職権濫用罪が成立しないという結論においては一致することになる。
- (4) なお、当裁判所も、原決定と同じく、職務質問の過程において異常な箇所につき着衣あるいは携帯品の外側から軽く触れる程度の社会通念上職務質問に通常付随する程度の行為は許されるものと解する。
- (三) 次に排除後南集札口を出てきた学生らに対して違法な所持品検査が行われたか否かについて考察するに
- (1) 記録ことに原裁判所の前記被疑者A10ほか五名に対する質問調書(各二通)によると、南集札口外に待機していたA12小隊(小隊長以下三五名、三個分隊)は、分隊員三名ないし四名が一組となり、一分隊三組宛合計九組に分かれて、排除後南集札口を出てきた学生のうち荷物を持つたものあるいはポケツトのふくらんだもの約二〇名に対し南集札口外タクシー乗場付近の広場で所持品検査を施行したが、その所要時間は数分かせいぜい一〇分程度であつたと認められる。
- (2) 原決定引用の証拠ことに原裁判所の被害者学生らに対する証人尋問調書等によると、被害者学生D3、D2、D4、D1、D5、D6、D7、D8、D9、D10の一〇名は排除後南集札口から出てきた際A12小隊員により承諾もし

ないのに、いきなり衣服の上から手荒らにさわられたり、ポケツトに手を突つこま れたり、ナツプザツクを取り上げられたりなどして所持品を調べられていることは

原決定(原決定第六の三の(五))のとおり認定できる。

しかして右のような強制的所持品検査は相手方に義務なきことを受忍させるもの としてその実行行為者たる警察官について職権濫用罪が成立するものというべきで ある。しかし、右学生らに対し違法な所持品検査をした警察官が誰であつたかにつ いては、証拠上これを具体的に特定することができない。

そこで所論指摘の被疑者A10ほか五名に対し、実行行為者の共犯とし て職権濫用の刑責を問うことができるか否かについて考察するに、

原裁判所の被疑者A11に対する質問調書(二通)等によると、職質部 (1) 隊副官たる右被疑者は博多警察署において出動前の職質部隊員に対し職務質問の方 法につき職務質問(所持品検査)は警職法二条でやるのだから相手方の任意の承諾 が必要であり、根気強く説得するように指示したことが認められ、右被疑者らが事前に強制的な所持品検査を共謀していたことを認めるに足る証拠はない。もつとも C10の人権調査書によると、本件の前日(一月一五日) C11記者たる同人に対 し警備部長被疑者A1が「明日はまず一般乗客と切り離したうえで学生一人一人を 徹底的に身体検査をする」などと述べた旨の供述があるけれども、当裁判所が被疑 者A1を取り調べた結果に徴すれば右供述内容の真疑はにわかに断定し得ないもの があるのみならず、右発言の真意も明確に捕捉し難いから、これをもつて直ちに県 警本部の首脳者ひいては職質部隊の指揮者たる前記被疑者らが事前に強制的な所持

品検査をなすべきことを共謀したものとすることはできない。 問題は所論指摘のように現場共謀もしくは随伴的幇助が認められるか否かである。ところで、被疑者A10は職質部隊長として、同A11は副官として、同A1 2は小隊長として、被疑者A13、同A14、同A15は各分隊長としてそれぞれ 部下の警察官を指揮監督し、違法な所持品検査が行なわれているときは、これを制 止すべき法律上の義務を有し、これを目撃しながら容認して制止しないときは、共 □ マンスは上の表現で用し、これで日業しなから谷談して利止しないとざは、共同正犯または従犯としての刑責を負うべき場合のあることは前叙(第二の(三)の(1))のとおりである。しかして、右各被疑者は所持品検査の現場付近にあつて、被疑者加藤、同須本、同A12は全般的に、分隊長たる被疑者A13、同A14、同A15は部下の分隊員をそれぞれ指揮監督していたことが認められるから、右各被疑者らは前記一○名の被害者学生に対する強制的な所持品検査について少なてともその一部を担認したものであることが容力なる。 くともその一部を現認したものであることが窺われる。しかし、右被疑者らは一箇 所に停止しないであちらこちらに移動していたものであり、所持品検査も極めて短 時間のうちに平行的、競合的に且つ雑然たる隊形において行われたことが認めら れ、殊にD4、D5の如きは警察官の強要によるものとはいえ、最終的には自ら所 持品を呈示したのであるから、部分的外観からは承諾に基づく所持品検査のように見誤られるおそれのあることなどこれらの事情に徴すると、右被疑者らが右被害者に対する所持品検査を終始一々現認してそれが強制に因るものであることを認識しています。 ていたものとはにわかに断定し難く、従つて直ちに共謀共同正犯または幇助の責任 を認めることはできないのみならず、被疑者らが違法な所持品検査の一部を現認し ながらこれを容認して制止しなかつたため共犯の関係が認められるとしても、何れ の被害者に対する違法な所持品検査を現認したかは証拠上到底これを特定することができないから、共犯の対象たる正犯行為が具体的に特定できず、結局犯罪の証明 が十分でないことに帰し、前記被疑者らに対し共犯としての刑責を肯認するに由な いのである。

原決定が右と同じ見地に立つて被疑者らの刑責を問うことができないとしている 鉄道公安職員の問題(抗告理由の七)について。 のは相当である。 第四、

所論は鉄道公安職員の行為についても問題があるとするが、具体的に如何なる点 を問題とするのか明確でない。いずれにせよ、鉄道公安職員が通路上に滞留した学 生らを排除しようとした行為は適法であり、その過程において学生に暴行を加えた事跡は発見することができないし、また鉄道公安職員は学生らの所持品検査は行なっておらず職権濫用罪の成立する余地はないから、鉄道公安職員に対する原審の判 断は相当である。

第五、 以上のとおり、本件抗告理由はすべて採用することができず、原決定は 相当であるから、刑事訴訟法四二六条一項により本件各抗告を棄却することとし、 主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 中村荘十郎 裁判官 緒方誠哉 裁判官 松沢博夫) 別 紙

<記載内容は末尾1添付>